

別紙2

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

賃貸人は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2 秘密の保持

- 1 賃貸人は、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏してはならない。
- 2 賃貸人は、その使用する者が、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 目的外収集・利用の禁止

賃貸人は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

第4 第三者への提供制限

賃貸人は、この契約による事務を処理するため、賃借人から提供された個人情報が記録されている資料等を、賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

第5 複写、複製の禁止

賃貸人は、この契約による事務を処理するため、賃借人から提供された個人情報が記録されている資料等を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

第6 提供資料等の返還等

賃貸人は、この契約による事務を処理するため、賃借人から提供された個人情報が記録されている資料等を、事務完了後、速やかに賃借に返還するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

第7 契約解除及び損害賠償

賃借人は、賃貸人が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。